



三重県公報

令和6年5月31日 (金)

第 519 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
病院事業庁管理規程			
8	三重県病院事業条例施行規程の一部を改正する管理規程	(病 院 事 業 庁)	3
告 示			
407	生活保護法の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(地 域 福 祉 課)	6
408	生活保護法の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	7
409	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(同)	7
410	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	7
411	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	(障 が い 福 祉 課)	8
412	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	8
413	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者からの当該事業の廃止の届出	(同)	9
414	土壌汚染対策法の規定による要措置区域の指定の解除	(大 気 ・ 水 環 境 課)	9
415	地方自治法施行令第158条第1項の規定による物品売払代金の収納事務の委託	(担 い 手 支 援 課)	9
416	同件	(同)	10
417	同件	(同)	10
418	保安林の指定施業要件を変更する旨	(治 山 林 道 課)	10
419	保安林の指定施業要件の変更に係る通知	(同)	11
420	構造計算適合性判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所の所在地の変更	(建 築 開 発 課)	12
選 管 告 示			
22	政治資金規正法の規定による政治団体の設立及び異動に係る届出	(選 挙 管 理 委 員 会)	13
23	政治資金規正法の規定による政治団体の設立及び異動に係る届出の訂正	(同)	14
24	政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出	(同)	14
25	政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の届出及び指定の取消しの届出	(同)	14
病 院 事 業 庁 告 示			
2	三重県立志摩病院の利用料金の承認	(病 院 事 業 庁)	15
公 安 委 告 示			
11	指定講習機関からの変更の届出	(公 安 委 員 会)	18
12	認定教育実施者からの変更の届出	(同)	18
13	認定検査実施者からの変更の届出	(同)	18
公 告			
	令和6年第1回三重県財政状況の公表	(財 政 課)	18

ふぐ処理者試験の実施	(食品安全課)	19
土地改良区役員の退任及び就任の届出	(農地調整課)	19
土地改良事業計画の変更を適当と決定した旨及びその関係書類の縦覧 同伴	(同)	20
都市計画の図書の写しの縦覧 同伴	(同)	20
	(都市政策課)	21
	(同)	21
特定調達公告		
一般競争入札を行う旨	(デジタル改革推進課)	21
同伴	(文化振興課)	24
同伴	(同)	27
同伴	(同)	30
落札者を決定した旨	(教育委員会)	33
一般競争入札を行う旨	(警察本部)	33

病院事業庁管理規程

三重県病院事業条例施行規程の一部を改正する管理規程を()に公布します。

令和六年五月三十一日

三重県病院事業庁長 河 合 良 之

三重県病院事業庁管理規程第八号

三重県病院事業条例施行規程の一部を改正する管理規程

三重県病院事業条例施行規程(平成十一年三重県病院事業庁管理規程第十二号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第 1 (第 6 条関係)			別表第 1 (第 6 条関係)		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3 洗濯料	1 月につ き		3 洗濯料	1 月につ き	
イ ころの医療センタ ー			イ ころの医療センタ ー		
(イ) 入院日数が同一の月 において 15 日以上 の とき		6,800	(イ) 入院日数が同一の月 において 15 日以上 の とき		5,920
(ロ) 入院日数が同一の月 において 14 日以内 の とき		3,400	(ロ) 入院日数が同一の月 において 14 日以内 の とき		2,960
ロ (略)	(略)	(略)	ロ (略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
8 新生児介補料(志摩病院 に限る。)	1 日につ き		8 新生児介補料(志摩病院 に限る。)	1 日につ き	
イ 消費税法(昭和 63 年法 律第 108 号)別表第 2 第 8 号に係る場合		3,810	イ 消費税法(昭和 63 年法 律第 108 号)別表第 1 第 8 号に係る場合		3,810
ロ (略)		(略)	ロ (略)		(略)
9 乳児介補料	1 日につ き		9 乳児介補料	1 日につ き	
イ 消費税法別表第 2 第 8 号に係る場合		570	イ 消費税法別表第 1 第 8 号に係る場合		570
ロ (略)		(略)	ロ (略)		(略)
10 予防接種料	1 件につ き		10 予防接種料	1 件につ き	
イ 予防接種法(昭和 23 年法律第 68 号)の規定 によるもの			イ 予防接種法(昭和 23 年法律第 68 号)の規定に よるもの		
(イ) <u>ジフテリア、百日せ き、破傷風、急性灰白 髄炎及び Hib 感染症 (5 種混合)</u>		18,460	(イ)~(ハ) (略)		(略)
(ロ)~(ニ) (略)		(略)	(ニ) 急性灰白髄炎(ポリ オ)		8,550
(ホ) 急性灰白髄炎(ポリ オ)		8,700			

(ハ)~(リ) (略)	(略)	(略)
(ヌ) 結核	8,500	(略)
(ル) (略)	(略)	(略)
(ヲ) 肺炎球菌感染症（小児又は高齢者がかかるものに限る。）		
(1) 23 価	9,770	
(2) 15 価	12,490	
(ワ) ヒトパピローマウイルス感染症		
(1) 4 価	15,740	
(2) 9 価	25,540	
(カ)・(コ) (略)	(略)	(略)
(ク) ロタウイルス胃腸炎	13,560	(略)
(ケ) (略)	(略)	(略)
ロ その他のもの		
(イ) (略)	(略)	(略)
(ロ) 肺炎球菌感染症（イ(ヲ)に掲げるものを除く。）		
(1) 23 価	9,770	
(2) 15 価	12,490	
(ハ) (略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
12 医療相談料 こころのケア相談（相談時間は30分以内とし、三重県立こころの医療センターに限る。）	1 件につき	3,200
(略)	(略)	(略)

備考 (略)

別表第2（第6条関係）

区分	消費税法の適用区分	病院名等	単位	金額（円）
1 初診（他の病院又は診療所から文書による紹介がある場合等を除く。）	イ 消費税法別表第2第8号に係る場合	三重県立志摩病院	1 回につき	7,000
	(略)	(略)	(略)	(略)
2 再診（当該病院が	イ 消費税法別表第2	三重県立志摩病院	1 回につき	3,000

(ホ)~(チ) (略)	(略)	(略)
(リ) 結核	8,020	(略)
(ヌ) (略)	(略)	(略)
(ル) 肺炎球菌感染症（小児又は高齢者がかかるものに限る。）		
(ヲ) ヒトパピローマウイルス感染症		15,740
(ワ)・(カ) (略)	(略)	(略)
(コ) ロタウイルス胃腸炎	13,550	(略)
(ク) (略)	(略)	(略)
ロ その他のもの		
(イ) (略)	(略)	(略)
(ロ) 肺炎球菌感染症（イ(ル)に掲げるものを除く。）		9,150
(ハ) (略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
12 医療相談料 こころのケア相談（相談時間は30分以内とし、三重県立こころの医療センターに限る。）	1 件につき	3,160
(略)	(略)	(略)

備考 (略)

別表第2（第6条関係）

区分	消費税法の適用区分	病院名等	単位	金額（円）
1 初診（他の病院又は診療所から文書による紹介がある場合等を除く。）	イ 消費税法別表第1第8号に係る場合	三重県立志摩病院	1 回につき	7,000
	(略)	(略)	(略)	(略)
2 再診（当該病院が	イ 消費税法別表第1	三重県立志摩病院	1 回につき	3,000

他の病院又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行っていない場合等を除く。)	第 8 号に係る場合				他の病院又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行っていない場合等を除く。)	第 8 号に係る場合			
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
3 入院期間が 180 日を超える入院に係る場合	イ 消費税法別表第 2 第 8 号に係る場合	三重県立一志病院	1 日につき	通算対象入院料の基本点数の 100 分の 15 に相当する点数 (その点数に 1 点未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。) に 10 円を乗じて得た額	3 入院期間が 180 日を超える入院に係る場合	イ 消費税法別表第 1 第 8 号に係る場合	(イ) 三重県立一志病院 (一般病棟)	1 日につき	2,160
							(ロ) 三重県立一志病院 (療養病棟)	1 日につき	1,840
							(ハ) 三重県立志摩病院	1 日につき	2,160
ロ その他の場合	三重県立一志病院 三重県立	1 日につき	通算対象入院料の基本点数	ロ その他の場合	(イ) 三重県立一	1 日につき	2,370		

	志摩病院	の 100 分の 15 に相当する点数 (その点数に 1 点未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。) に 10 円を乗じて得た額に 100 分の 110 を乗じて得た額		志病院 (一般病棟)		
				(ロ) 三重県立志摩病院 (療養病棟)	1 日につき	2,030
				(ハ) 三重県立志摩病院	1 日につき	2,370

附 則

この管理規程は、令和六年六月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第一第八号の項の欄及び第九号の項の欄並びに別表第二第一号の項の欄、第二号の項の欄及び第三号の項の欄の改正規定 公布の日
- 二 別表第一第三号の項の改正規定 令和六年八月一日

告 示

三重県告示第 407 号

生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 6 年 5 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業 (サービ	変更事項	変更内容	変 更
-----------	-----	---------	------	------	-----

		ス)の種類		新		年月日
				新	旧	
訪問看護ステーション Alley-oop SUZUKA	鈴鹿市長太旭町 5 丁目 3-28 ファミリー・レイ 205 号室	訪問看護	所在地	鈴鹿市長太旭町 5 丁目 3-28 ファミリー・レイ 205 号室	鈴鹿市平田 1-9-1 アバンハウス I B 棟 403 号室	令和 5 年 10 月 1 日
訪問看護ステーション Alley-oop SUZUKA	鈴鹿市長太旭町 5 丁目 3-28 ファミリー・レイ 205 号室	介護予防訪問看護	所在地	鈴鹿市長太旭町 5 丁目 3-28 ファミリー・レイ 205 号室	鈴鹿市平田 1-9-1 アバンハウス I B 棟 403 号室	令和 5 年 10 月 1 日

三重県告示第 408 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 6 年 5 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	廃止年月日
とまと薬局	松阪市上川町 2194-16	居宅療養管理指導	令和 6 年 3 月 31 日
とまと薬局	松阪市上川町 2194-16	介護予防居宅療養管理指導	令和 6 年 3 月 31 日
ばん薬局	四日市市采女が丘 1-159	居宅療養管理指導	令和 6 年 3 月 31 日
ばん薬局	四日市市采女が丘 1-159	介護予防居宅療養管理指導	令和 6 年 3 月 31 日
クオール薬局三重南店	度会郡大紀町阿曾村出 2267	居宅療養管理指導	令和 6 年 4 月 10 日
クオール薬局三重南店	度会郡大紀町阿曾村出 2267	介護予防居宅療養管理指導	令和 6 年 4 月 10 日

三重県告示第 409 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 6 年 5 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
訪問看護ステーション Alley-oop SUZUKA	鈴鹿市長太旭町 5 丁目 3-28 ファミリー・レイ 205 号室	訪問看護	所在地	鈴鹿市長太旭町 5 丁目 3-28 ファミリー・レイ 205 号室	鈴鹿市平田 1-9-1 アバンハウス I B 棟 403 号室	令和 5 年 10 月 1 日
訪問看護ステーション Alley-oop SUZUKA	鈴鹿市長太旭町 5 丁目 3-28 ファミリー・レイ 205 号室	介護予防訪問看護	所在地	鈴鹿市長太旭町 5 丁目 3-28 ファミリー・レイ 205 号室	鈴鹿市平田 1-9-1 アバンハウス I B 棟 403 号室	令和 5 年 10 月 1 日

三重県告示第 410 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 6 年 5 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	廃止年月日
とまと薬局	松阪市上川町 2194-16	居宅療養管理指導	令和 6 年 3 月 31 日
とまと薬局	松阪市上川町 2194-16	介護予防居宅療養管理指導	令和 6 年 3 月 31 日

ばん薬局	四日市市采女が丘 1-159	居宅療養管理指導	令和 6 年 3 月 31 日
ばん薬局	四日市市采女が丘 1-159	介護予防居宅療養管理指導	令和 6 年 3 月 31 日
クオール薬局三重南店	度会郡大紀町阿曾村出 2267	居宅療養管理指導	令和 6 年 4 月 10 日
クオール薬局三重南店	度会郡大紀町阿曾村出 2267	介護予防居宅療養管理指導	令和 6 年 4 月 10 日

三重県告示第 411 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定しました。

令和 6 年 5 月 31 日

三重県知事 一見勝之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	指 定 年 月 日
2450501156	株式会社 private security base	三重県津市藤方 916 番地 2	「みんなの安全基地」	津市藤方 916 番地 2	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和 6 年 5 月 1 日
2451300160	株式会社森の学校	三重県名張市つつじが丘北 4 番町 222 番地	児童発達支援・放課後等デイサービス 森の学校	名張市つつじが丘北 4 番町 222 番	保育所等訪問支援	令和 6 年 5 月 1 日
2451300244	株式会社森の学校	三重県名張市つつじが丘北 4 番町 222 番地	森の学校 Education	名張市つつじが丘北 4 番町 222 番地-1	保育所等訪問支援	令和 6 年 5 月 1 日

三重県告示第 412 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

令和 6 年 5 月 31 日

三重県知事 一見勝之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指 定 年 月 日
2410801167	合同会社エイド	三重県伊勢市前山町 503 番地 9	ヘルパーステーションエイド	伊勢市前山町 503 番地 9	居宅介護、重度訪問介護	令和 6 年 5 月 1 日
2411200344	有限会社伊賀家政婦紹介所	三重県伊賀市高畑 747 番地の 1	重度訪問介護さくらんぼ	伊賀市高畑 747 番地の 1	重度訪問介護	令和 6 年 4 月 1 日
2410200733	特定非営利活動法人呼夢・フレンズ	三重県四日市市大井手三丁目 15 番 19 号	作業所来夢	四日市市大井手三丁目 15 番 19 号	生活介護	令和 6 年 5 月 1 日
2410503482	社会福祉法人あゆみ	三重県津市久居新町 1152 番地 1	支援センターちあふる	津市垂水 887 番地 14	生活介護	令和 6 年 5 月 1 日
2411200864	株式会社地域ケアメソッド	三重県伊賀市沖 1521 番地	生活介護事業所いろいろ	伊賀市久米町 15-9	生活介護	令和 6 年 5 月 1 日
2410302000	社会福祉法人けやき福祉会	三重県鈴鹿市石薬師町字寺東 452 番地 68	短期入所センター鈴鹿けやき苑 II	鈴鹿市石薬師町字寺東 452 番地 72	短期入所	令和 6 年 5 月 1 日
2410302018	合同会社幸杏	三重県鈴鹿市郡山町 820 番地の 6	幸杏	鈴鹿市稲生西 2 丁目 12-1	就労継続支援 B 型	令和 6 年 5 月 1 日
2410801183	合同会社 grateful	三重県伊勢市中島二丁目 21 番 13 号	就労継続支援 B 型事業所 Believe	伊勢市中島 2 丁目 21 番 13 号	就労継続支援 B 型	令和 6 年 5 月 1 日
2412720589	社会福祉法人齋宮会	三重県多気郡多気町仁田字シノ原 706 番地の 7	就労継続支援事業所 I'm	多気郡多気町仁田字シノ原 706 番地の 7	就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型	令和 6 年 5 月 1 日
2420100956	株式会社 will nex	三重県桑名市大字星川 785 番地サンシティ 2 階	グループホーム蓮花寺	桑名市蓮花寺 979-11	共同生活援助	令和 6 年 5 月 1 日
2420301679	社会福祉法人けや	三重県鈴鹿市石薬	グループホーム	鈴鹿市石薬師	共同生活援助	令和 6 年

	き福祉会	師町字寺東 452 番地 68	鈴鹿けやき苑	町字寺東 452 番地 72		5 月 1 日
--	------	-----------------	--------	----------------	--	---------

三重県告示第 413 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出がありました。

令和 6 年 5 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
2410200428	有限会社アイムス	三重県四日市市城山町 3 番 18 号	アイムス介護センター	四日市市城山町 3 番 18 号	居宅介護	令和 6 年 4 月 1 日
2412900165	有明の里有限会社	三重県鳥羽市相差町 1878 番地 1	ケアサービス有明の里志摩	志摩市阿児町鶴方 4059 東ビル 1F	同行援護	令和 6 年 5 月 1 日

三重県告示第 414 号

土壤汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)第 6 条第 4 項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）の全部の指定を解除するので、同条第 5 項において準用する同条第 2 項の規定により、次のとおり告示します。

令和 6 年 5 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 指定を解除する要措置区域
令和 5 年三重県告示第 636 号により指定した区域（三重県伊賀市上野桑町 1734 番 1 の一部）
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 3 講じられた実施措置
土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

三重県告示第 415 号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）附則第 2 条第 1 項の規定により、なお従前の例によるものとされた同令第 1 条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項により三重県農業研究所の農業生産物に係る物品売払代金の収納事務を次のとおり委託しました。

令和 6 年 5 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 委託先
三重県四日市市水沢町 2441 番地 3
三重茶農業協同組合
三重県松阪市豊原町 1043-1
みえなか農業協同組合
三重県松阪市高町 138 番地
三重県松阪市舎内売店 加藤 つぎ子
三重県度会郡度会町大野木 1858 番地
伊勢農業協同組合
三重県伊賀市四十九町 2802 番地
三重県伊賀市舎内売店 上田 エミ子
- 2 委託期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

三重県告示第 416 号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）附則第 2 条第 1 項の規定により、なお従前の例によるものとされた同令第 1 条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項により三重県畜産研究所の畜産生産物に係る物品売払代金の収納事務を次のとおり委託しました。

令和 6 年 5 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 委託先

三重県松阪市嬉野下之庄町 753 番地
三重県酪農農業協同組合
三重県津市栄町一丁目 960 番地
全国農業協同組合連合会三重県本部

2 委託期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

三重県告示第 417 号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）附則第 2 条第 1 項の規定により、なお従前の例によるものとされた同令第 1 条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項により三重県農業大学校の農業生産物に係る物品売払代金の収納事務を次のとおり委託しました。

令和 6 年 5 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 委託先

三重県松阪市豊原町 1043-1
みえなか農業協同組合
三重県伊勢市西豊浜町 655 番 18
株式会社ぎゅーとら
三重県松阪市嬉野権現前町 911 番地
株式会社権現前営農組合

2 委託期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

三重県告示第 418 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更します。

令和 6 年 5 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いなべ市・四日市市（以上 2 市について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

四日市市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課、いなべ市

役所及び四日市市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 419 号

次の者に係る森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定である旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を紀北町役場の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 6 年 5 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

第 1

1 通知することができない者の氏名

濱口 佳孝

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北牟婁郡紀北町島原字井ノ谷 568

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 2

1 通知することができない者の氏名

久保 勇

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北牟婁郡紀北町島原字志子上通 679 の 1、680

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 3

1 通知することができない者の氏名

上野 幾郎

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北牟婁郡紀北町島原字志子上通 688

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 4

1 通知することができない者の氏名

水谷 重和

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北牟婁郡紀北町島原字志子上通 692 の 4、692 の 5

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 420 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 18 条の 2 第 1 項の規定により構造計算適合性判定（以下「判定」といいます。）を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所の所在地を次のとおり変更しますので、同法第 77 条の 35 の 8 第 4 項の規定により公示します。

令和 6 年 5 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関の名称等

(1) 名称

一般財団法人ベターリビング

(2) 住所

東京都千代田区富士見二丁目 7 番 2 号

(3) 業務区域

三重県全域

2 変更内容

業務を行う事務所 業務所の所在地		行わせることとした判定の業務
変更前	変更後	
東京都千代田区 富士見二丁目 7 番 2 号 愛知県名古屋市中区 栄四丁目 3 番 26 号	東京都千代田区 富士見二丁目 7 番 2 号 愛知県名古屋市中区 栄四丁目 3 番 26 号 大阪府大阪市中 央区本町二丁目 6 番 8 号	一の判定の申請に、次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分を含む判定の業務（一般財団法人ベターリビングの構造計算適合性判定業務規程等により判定できないものを除く。） 1 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 81 条第 2 項第 1 号ロに定める構造計算による建築物 2 県内に業務を行う事務所を置く指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定業務規程等により判定できない建築物 3 一の判定対象部分の床面積が 5 千平方メートルを超える建築物（愛知県内又は大阪府内の事務所で行われるものに限る。以下同じ。）又はその計画変更構造計算適合性判定申請に係る建築物

3 変更年月日

令和 6 年 7 月 1 日

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第 22 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立の届出及び第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

令和 6 年 5 月 31 日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋

1 政治団体の設立

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

イ 法第 19 条の 7 第 1 項第 1 号に係る国会議員関係政治団体かつ同項第 2 号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	公職の候補者の氏名及び公職の種類(第 2 号)	届出年月日	備考
あかりの会	森 口 あゆみ	稲 葉 朝 子	伊賀市上野忍町 2582-2	衆議院議員	森 口 あゆみ 衆議院議員	令和 5 年 8 月 18 日	

ロ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
奥野栄作後援会（栄仁会）	奥 野 栄 作	鯖 戸 啓 之	津市香良洲町 2218-5	令和 6 年 4 月 26 日	
下村ゆみこ後援会	岸 江 輝 雄	田 端 学	多気郡明和町大字明星 2283-2	令和 6 年 2 月 26 日	
平山せいいちろうと桑名再生の会	平 山 正 一 郎	平 山 正 一 郎	桑名市長島町松ヶ島 700-74	令和 6 年 2 月 1 日	

2 届出事項の異動

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日	備考
自由民主党三重県土地改良支部	藤 本 隆 治	代表者 会計責任者	藤 本 隆 治 福 岡 重 栄	福 岡 重 栄 中 山 雅 仁	令和 6 年 4 月 1 日	政党
自由民主党三重県三重郡第一支部	服 部 富 男	会計責任者	服 部 富 男	小 林 智 美	令和 6 年 3 月 25 日	政党
あかりの会	森 口 あゆみ	会計責任者	森 口 あゆみ	稲 葉 朝 子	令和 6 年 4 月 1 日	
J マリン津労組政策実現推進委員会	松 本 幸 康	会計責任者	奥 中 雄 二	森 本 和 秀	令和 6 年 2 月 27 日	
西村あつと後援会	西 村 あつと	政治団体の名称 主たる事務所の所在地	西村あつと後援会 度会郡大紀町崎 2483	村田あつと後援会 度会郡大紀町阿曾 325-2	令和 5 年 8 月 4 日	

	地					
	代表者	西村 あつと	村田 あつと			
服部とみお後援会	服部 富男	会計責任者	服部 富男	小林 智美	令和 6 年	3 月 25 日
三重県土地改良政 治連盟	末松 則子	会計責任者	福岡 重栄	中山 雅仁	令和 6 年	4 月 1 日
山川楠人後援会	山川 楠人	会計責任者	山川 楠人	山川 保代	令和 5 年	4 月 30 日

三重県選挙管理委員会告示第 23 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立の届出について、訂正の届出がありましたので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定により、政治資金規正法の規定による政治団体の設立及び異動に係る届出（令和 5 年三重県選挙管理委員会告示第 27 号）の一部を次のとおり訂正し、公表します。

令和 6 年 5 月 31 日

三重県選挙管理委員会委員長 中西正洋

訂 正 後						訂 正 前					
1 政治団体の設立						1 政治団体の設立					
政治団体 の名 称	代表者の 氏名	会計責任者の 氏名	主たる事務所の 所在地	届出年月日	備考	政治団体 の名 称	代表者の 氏名	会計責任者の 氏名	主たる事務所の 所在地	届出年月日	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
山本 よし ひさ 後援 会	<u>金山</u> <u>忠烈</u>	小久保太 朗	鳥羽市 島町	令和 5年2 月6日		山本 よし ひさ 後援 会	<u>金山</u> <u>忠烈</u>	小久保太 朗	鳥羽市 島町	令和 5年2 月6日	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2 (略)						2 (略)					

三重県選挙管理委員会告示第 24 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 1 項の規定による政治団体の解散の届出がありましたので、同条第 3 項の規定に基づき公表します。

令和 6 年 5 月 31 日

三重県選挙管理委員会委員長 中西正洋

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	備考
自由民主党三重県伊賀市第四支部	木津直樹	令和 5 年 12 月 31 日	政党
中村進一後援会	寺田精宏	令和 6 年 2 月 7 日	
中村進一育てる会	中村進一	令和 6 年 2 月 7 日	

三重県選挙管理委員会告示第 25 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 2 項の規定による資金管理団体の指定の届出及び同条第 3 項第 1 号の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出がありましたので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

令和 6 年 5 月 31 日

三重県選挙管理委員会委員長 中西正洋

1 資金管理団体の指定	資金管理団体の届出をした者（代表	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日

者)の氏名

森 口 あゆみ 衆議院議員 あかりの会 伊賀市上野忍町 2582-2 令和元年
5月30日

2 資金管理団体の指定の取消し

資金管理団体の届 資金管理団体の名称 取消年月日
出をした者の氏名
中 村 進 一 中村進一育てる会 令和6年2月7日

病院事業庁告示

三重県病院事業庁告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第9項の規定により、三重県立志摩病院の利用料金を次のとおり承認しました。

なお、三重県立志摩病院の利用料金の承認（令和4年三重県病院事業庁告示第2号）は、令和6年5月31日限り廃止します。

令和6年5月31日

三重県病院事業庁長 河 合 良 之

1 指定管理者

公益社団法人地域医療振興協会
理事長 吉新 通康

2 利用料金の額

下記の表に掲げるものにあつては同表に定める額とし、これら以外のものにあつては健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定方法及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準（以下これらを「診療報酬の算定方法」という。）、健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項並びに高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項及び第75条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第4項第1号及び第53条第2項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションに限り適用する。）その他法令等により定められた算定方法に基づき算定した額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づき消費税が課されるものにあつては、その額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。））とする。ただし、診療契約によるものについては、その契約額とする。

区分	単位	金額（円）
1 診療料（自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の適用のあるものに限る。）		診療報酬の算定方法に基づく1点の単価に2.0を乗じて算定した額
2 死体検案料	1件につき	9,530
3 死体処理料	1件につき	7,530
4 洗濯料 (1) 下着、靴下、ハンカチ、タオル、Tシャツ、布おむつその他これらに類するもの (2) 寝巻、襟付きシャツ、運動着、浴衣、バスタオルその他これらに類するもの (3) 上衣、ズボン、スカート、セーター、ワンピースその他これらに類するもの (4) 防水シート、失禁マットその他これらに類するもの	1件につき	50 100 150 200
5 自動車使用料 (1) 患者搬送の場合 (2) 訪問診療等の場合	1キロメートルにつき	90 20
6 分べん料（1児を1件とし、多胎の場合の2児以上については、時間内料金とする。）	1件につき	

(1) 時間内の場合		172,000
(2) 時間外の場合		178,000
(3) 深夜又は休日の場合		187,000
7 人工妊娠中絶料	1 件につき	
(1) 11 週まで		
ア 経産婦		87,000
イ 未産婦		94,000
(2) 12 週以上		155,000
8 新生児管理料	1 日につき	8,500
9 新生児介補料	1 日につき	
(1) 消費税法別表第 2 第 8 号に係る場合		3,810
(2) その他の場合		4,190
10 乳児介補料	1 日につき	
(1) 消費税法別表第 2 第 8 号に係る場合		570
(2) その他の場合		620
11 予防接種料	1 件につき	
(1) 予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）の規定によるもの		
ア ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎及びH i b感染症（5 種混合）		18,460
イ ジフテリア、百日せき、破傷風及び急性灰白髄炎（4 種混合）		12,090
ウ ジフテリア、百日せき及び破傷風（3 種混合）		7,720
エ ジフテリア及び破傷風（2 種混合）		6,600
オ 急性灰白髄炎（ポリオ）		8,700
カ 麻しん及び風しん		10,880
キ 麻しん		7,510
ク 風しん		7,510
ケ 日本脳炎		
(ア) 乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン製剤を使用するもの		7,730
(イ) その他のもの		6,910
コ 結核		8,500
サ H i b 感染症		10,010
シ 肺炎球菌感染症（小児又は高齢者がかかるものに限る。）		
(ア) 23 価		9,770
(イ) 15 価		12,490
ス ヒトパピローマウイルス感染症		
(ア) 4 価		15,740
(イ) 9 価		25,540
セ 水痘		9,350
ソ B 型肝炎		7,010
タ ロタウイルス胃腸炎		13,560
チ インフルエンザ		4,550
(2) その他のもの		
ア おたふくかぜ		7,820
イ 肺炎球菌感染症（(1)シに掲げるものを除く。）		
(ア) 23 価		9,770
(イ) 15 価		12,490
ウ 帯状疱疹		21,000
12 ウイルス抗体価検査料	1 項目につき	860
13 生命保険等に係る医師面談料	1 件 30 分につき	5,500
14 診察券の再交付料	1 枚につき	200
15 エックス線等フィルムの複写料及び複製料	1 枚につき	
(1) 複写料		
ア 半切		780
イ 大角		600
ウ 大四ツ切		570
エ 四ツ切		480
オ 六ツ切		460
カ B4		730
(2) 複製料		
光ディスク（日本産業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光デ		850

イスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)		
16 薬剤容器料 (1) 大 (容量 300 c c 以上) (2) 中 (容量 30 c c 以上 300 c c 未満) (3) 小 (容量 30 c c 未満)	1 個につき	60 50 40
17 その他療養の給付に直接関係のないサービス等 (実費徴収できるものに限る。)	1 件につき	実費に相当する額

備考

- 1 時間内とは午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの時間を、時間外とは時間内及び深夜以外の時間を、深夜とは午後 10 時から翌日の午前 6 時までの時間をいう。ただし、土曜日にあつては、深夜以外の時間については時間外とする。
- 2 休日とは、前号に規定する時間区分にかかわらず、日曜日、国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日をいう。

加算分

区分	単位	金額 (円)
1 特別室の使用 (1) 消費税法別表第 2 第 8 号に係る場合 ア S 室 イ A 室 ウ B 室 エ C 室 オ D 室 カ E 室 キ F 室 ク G 室 (2) その他の場合 ア S 室 イ A 室 ウ B 室 エ C 室 オ D 室 カ E 室 キ F 室 ク G 室	1 日につき	15,000 6,000 5,000 4,000 3,000 2,500 2,000 1,000 16,500 6,600 5,500 4,400 3,300 2,750 2,200 1,100
2 初診 (他の病院又は診療所から文書による紹介がある場合等を除く。) (1) 消費税法別表第 2 第 8 号に係る場合 (2) その他の場合	1 回につき	7,000 7,700
3 再診 (他の病院又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行っていない場合等を除く。) (1) 消費税法別表第 2 第 8 号に係る場合 (2) その他の場合	1 回につき	3,000 3,300
4 入院期間が 180 日を超える入院 (厚生労働大臣が定める方法により計算した入院期間が 180 日を超えた日以後の入院 (厚生労働大臣が定める状態等にある者に係るものを除く。) をいう。) (1) 消費税法別表第 2 第 8 号に係る場合 (2) その他の場合	1 日につき	通算対象入院料の基本点数の 100 分の 15 に相当する点数 (その点数に 1 点未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。) に 10 円を乗じて得た額 通算対象入院料の基本点数の 100 分の 15 に相当する点数 (その点数に 1 点未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。) に 10 円を乗じて得た額に 100 分の 110 を乗じて得た額

- 3 利用料金の承認年月日
令和 6 年 5 月 31 日
- 4 利用料金の適用年月日
令和 6 年 6 月 1 日

公安委告示

三重県公安委員会告示第 11 号

指定講習機関に関する規則（平成 2 年国家公安委員会規則第 1 号）第 4 条第 1 項の規定により、指定講習機関から変更の届出がありましたので、同条第 2 項の規定により、次のとおり告示します。

令和 6 年 5 月 31 日

三重県公安委員会委員長 村 田 典 子

法人の名称、住所及び代表者の氏名	
変更後	変更前
株式会社北勢自動車学校 桑名市大字安永 992 番地 星 野 真 弘	株式会社北勢自動車学校 桑名市大字安永 992 番地 星 野 新 一
株式会社三重高等自動車学校 津市一身田中野 192 番地 1 星 野 真 弘	株式会社三重高等自動車学校 津市一身田中野 192 番地 1 星 野 新 一

三重県公安委員会告示第 12 号

運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成 12 年国家公安委員会規則第 4 号）第 7 条第 1 項の規定により、認定教育実施者から変更の届出がありましたので、同条第 2 項の規定により、次のとおり告示します。

令和 6 年 5 月 31 日

三重県公安委員会委員長 村 田 典 子

法人の名称、住所及び代表者の氏名	
変更後	変更前
株式会社北勢自動車学校 桑名市大字安永 992 番地 星 野 真 弘	株式会社北勢自動車学校 桑名市大字安永 992 番地 星 野 新 一
株式会社三重高等自動車学校 津市一身田中野 192 番地 1 星 野 真 弘	株式会社三重高等自動車学校 津市一身田中野 192 番地 1 星 野 新 一

三重県公安委員会告示第 13 号

運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和 4 年国家公安委員会規則第 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、認定検査実施者から変更の届出がありましたので、同条第 2 項の規定により、次のとおり告示します。

令和 6 年 5 月 31 日

三重県公安委員会委員長 村 田 典 子

法人の名称、住所及び代表者の氏名	
変更後	変更前
株式会社北勢自動車学校 桑名市大字安永 992 番地 星 野 真 弘	株式会社北勢自動車学校 桑名市大字安永 992 番地 星 野 新 一
株式会社三重高等自動車学校 津市一身田中野 192 番地 1 星 野 真 弘	株式会社三重高等自動車学校 津市一身田中野 192 番地 1 星 野 新 一

公 告

令和 6 年第 1 回三重県財政状況を別冊のとおり公表します。

令和 6 年 5 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

「別冊」は省略し、三重県総務部財政課、三重県情報公開・個人情報総合窓口、三重県議会図書室、各地域防災総合事務所及び各地域活性化局に備え置いて、一般の縦覧に供します。

三重県食品衛生法施行条例（令和2年三重県条例第53号）第8条第1項第1号の規定によるふぐ処理者試験を次のとおり実施します。

令和6年5月31日

三重県知事 一 見 勝 之

1 試験の日時及び場所

年 月 日	時 間	場 所
ア 1日目 令和6年10月1日（火）	ア 午後1時30分から 午後4時まで	ア 松阪市上川町212-1 ワークセンター松阪
イ 2日目 令和6年10月2日（水）	イ 午前9時30分から 午後5時まで	イ 松阪市上川町212-1 ワークセンター松阪

※ 試験の終了時刻は、受験者数により変更することがあります。

2 試験方法

1日目 学科試験及び実技試験（ふぐの種類鑑別）

2日目 実技試験（ふぐの処理及び臓器鑑別）

3 受験申込書の受付期間及び受付場所

(1) 受付期間

令和6年8月1日（木）から同月9日（金）まで

(2) 受付場所

県内各保健所

郵送による受付もいたします（令和6年8月9日当日消印有効）。

なお、土曜日及び日曜日の受付はいたしません。

4 受験申込書の請求先

県内各保健所

5 その他

この試験についての問い合わせは、受験申込書の請求先にしてください。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和6年5月31日

三重県知事 一 見 勝 之

五十鈴川用水土地改良区（伊勢市鹿海町991番地）

退任理事

伊勢市鹿海町 1210 番地	上 野 安 二
〃 〃 264 番地	山 口 卓 男
〃 〃 316 番地	亀 田 元 彦
〃 〃 1277 番地	世 古 泉
〃 〃 1215 番地	森 田 耕 司
〃 〃 1222 番地	安 島 宏 男
〃 一色町 1540 番地	竜 田 耕 一
〃 〃 1763-3	森 務
〃 〃 1819 番地	中 川 清
〃 〃 1764-4	奥 井 正 男
〃 〃 1321-9	中 西 安 彦
〃 〃 1565 番地	吉 川 行 洋

退任監事

伊勢市鹿海町 987 番地	中 口 清
---------------	-------

伊勢市楠部町 1755 番地	村上 守
〃 一色町 1574 番地	沖河 孝男
就任理事	
伊勢市鹿海町 1210 番地	上野 安二
〃 〃 264 番地	山口 卓男
〃 〃 337 番地	世古口 博吉
〃 〃 1277 番地	世古 泉
〃 〃 1215 番地	森田 耕司
〃 〃 1222 番地	安島 宏男
〃 一色町 1540 番地	竜田 耕一
〃 〃 1763-3	森 務
〃 〃 1819 番地	中川 清
〃 〃 1764-4	奥井 正男
〃 〃 1405-4	南平 隆宏
〃 〃 1579 番地	南平 博哉
就任監事	
伊勢市鹿海町 987 番地	中口 清
〃 楠部町 1755 番地	村上 守
〃 一色町 1574 番地	沖河 孝男

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、明和土地改良区から申請のありました土地改良事業計画（維持管理計画）の計画変更は、適当と決定しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画変更については、土地改良法第 48 条第 9 項において準用する同法第 9 条第 1 項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に異議の申出をすることができます。また、三重県を被告として、決定のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

令和 6 年 5 月 31 日

三重県知事 一見勝之

- 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画（維持管理計画）変更計画書の写し
- 縦覧の期間
令和 6 年 6 月 3 日から同月 28 日まで
- 縦覧の場所
明和町役場産業振興課（多気郡明和町大字馬之上 945 番地）
多気町役場農林課（多気郡多気町相可 1600 番地）
松阪市役所産業文化部農村整備課（松阪市殿町 1340 番地 1）
伊勢市役所産業観光部農林水産課（伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号）

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、櫛田川祓川沿岸土地改良区から申請のありました土地改良事業計画（維持管理計画）の計画変更は、適当と決定しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画変更については、土地改良法第 48 条第 9 項において準用する同法第 9 条第 1 項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に異議の申出をすることができます。また、三重県を被告として、決定のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

令和 6 年 5 月 31 日

三重県知事 一見勝之

- 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画（維持管理計画）変更計画書の写し

2 縦覧の期間

令和6年6月3日から同月28日まで

3 縦覧の場所

松阪市役所産業文化部農村整備課（松阪市殿町 1340 番地 1）

明和町役場産業振興課（多気郡明和町大字馬之上 945 番地）

多気町役場農林課（多気郡多気町相可 1600 番地）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、桑名市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和6年5月31日

三重県知事 一 見 勝 之

1 都市計画の種類及び名称

桑名都市計画道路

3・4・11号 額田御衣野線

3・5・62号 桑名北部東員線

3・3・63号 大山田播磨線

2 縦覧場所

三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、桑名市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和6年5月31日

三重県知事 一 見 勝 之

1 都市計画の種類及び名称

桑名都市計画地区計画

多度御衣野南部地区地区計画

2 縦覧場所

三重県県土整備部都市政策課

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和6年5月31日

三重県知事 一 見 勝 之

1 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

【再掲】三重県共通機能基盤再構築及び運用保守業務委託

(2) 購入物品の特質等

委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和14年3月31日（水）までとします。

(4) 納入場所

三重県本庁舎、サーバ機器等を設置するデータセンター内、受託事業者社内等

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

(3) 共同企業体（自主結成とします）での参加の場合

ア 当該共同企業体の構成員間で共同企業体協定書を締結していること。

イ 当該共同企業体の構成員のすべてが上記(1)及び(2)に該当していること。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和6年6月21日（金）12時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。共同企業体で参加しようとする者は、(1)の競争入札参加資格確認申請を共同企業体の名称により行ってください。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県総務部総務課総務班 担当 渡邊 奈保

電話 059-224-2190 ファクシミリ 059-224-3170

(2) 契約条項を示す場所

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県総務部デジタル推進局デジタル改革推進課情報基盤班 担当 中村 泰介

電話 059-224-3363 ファクシミリ 059-224-2520

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県出納局会計支援課企画支援班

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和6年7月11日（木）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和6年7月2日（火）17時までに本システム上

で通知を行います。

② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和6年7月2日(火)17時までには通知書を発送します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和6年7月11日(木)16時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和6年7月11日(木)16時

なお、入札書は郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考慮して投函してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町13番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県総務部総務課総務班

案件名 【再掲】三重県共通機能基盤再構築及び運用保守業務委託入札書在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和6年7月11日(木)17時

場所 三重県津市広明町13番地

三重県総務部総務課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となる場合は、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときに除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

The Restructuring, Operation and Maintenance of the Mie Prefecture Common Infrastructure for Systems.

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 4:00 P.M. on Thursday, July 11, 2024.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office by 4:00 P.M. on Thursday, July 11, 2024.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 5:00 P.M. on Thursday, July 11, 2024.

(4) Managing Authority:

Public Administration Reforms and Digital Transformation Division, Department of General Affairs, Mie Prefecture

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-3363 (Japanese only)

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和6年5月31日

三重県知事 一 見 勝 之

1 入札に付する事項

(1) 案件名

令和6年度環生第1号三重県総合文化センターサブ変電所SS-1電気部品取替

(2) 内容

三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）までとします。

(4) 履行場所

三重県総合文化センター

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

- ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

- ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- エ 特定建設業許可（電気工事）にかかる国土交通大臣または都道府県知事の登録を受けていること。

3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和6年7月3日（水）12時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)、(3)及び(4)の書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (4) 2(2)エの許可又は登録を受けていることを証明する書類の写し

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県環境生活部環境生活総務課予算経理班 担当 真弓
電話 059-224-2367 ファクシミリ 059-224-3069

(2) 契約条項を示す場所

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県環境生活部文化振興課拠点連携班 担当 石塚
電話 059-224-2233 ファクシミリ 059-224-2408

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局会計支援課企画支援班
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和6年7月17日（水）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

- ① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和6年7月9日（火）17時までに本システム上で通知を行います。

② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和6年7月9日(火)17時までには通知書を発送します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和6年7月17日(水)14時30分まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和6年7月17日(水)14時30分

なお、入札書は郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考慮して投函してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町13番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県環境生活部環境生活総務課予算経理班

案件名 令和6年度環生第1号三重県総合文化センターサブ変電所SS-1電気部品取替

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和6年7月17日(水)14時35分

場所 三重県津市広明町13番地

三重県環境生活部環境生活総務課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り)が契約の相手方となる場合は、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

Substation electrical "SS-1" parts replacement at Mie Center for Arts

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:30 P.M. on Wednesday, July 17, 2024.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office by 2:30 P.M. on Wednesday, July 17, 2024.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:35 P.M. on Wednesday, July 17, 2024.

(4) Managing Authority:

Cultural promotion division, Department of Environment and social affairs, Mie Prefecture

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-2233

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和6年5月31日

三重県知事 一 見 勝 之

1 入札に付する事項

(1) 案件名

令和6年度環生第2号三重県総合文化センターサブ変電所SS-2電気部品取替

(2) 内容

三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）までとします。

(4) 履行場所

三重県総合文化センター

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる

者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 特定建設業許可（電気工事）にかかる国土交通大臣または都道府県知事の登録を受けていること。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和6年7月3日（水）12時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)、(3)及び(4)の書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(4) 2(2)エの許可又は登録を受けていることを証明する書類の写し

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県環境生活部環境生活総務課予算経理班 担当 真弓

電話 059-224-2367 ファクシミリ 059-224-3069

(2) 契約条項を示す場所

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県環境生活部文化振興課拠点連携班 担当 石垣

電話 059-224-2233 ファクシミリ 059-224-2408

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県出納局会計支援課企画支援班

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和6年7月17日（水）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和6年7月9日（火）17時までに本システム上で通知を行います。

② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和6年7月9日（火）17時までに通知書を発送します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和6年7月17日（水）14時30分まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和6年7月17日（水）14時30分

なお、入札書は郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考慮して投函してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町13番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県環境生活部環境生活総務課予算経理班

案件名 令和6年度環生第2号三重県総合文化センターサブ変電所SS-2電気部品取替

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和6年7月17日（水）14時35分

場所 三重県津市広明町13番地

三重県環境生活部環境生活総務課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときに除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

Substation electrical “SS-2” parts replacement at Mie Center for Arts

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:30 P.M. on Wednesday, July 17, 2024.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office by 2:30 P.M. on Wednesday, July 17, 2024.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:35 P.M. on Wednesday, July 17, 2024.

(4) Managing Authority:

Cultural promotion division, Department of Environment and social affairs, Mie Prefecture

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-2233

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

令和 6 年 5 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 入札に付する事項

(1) 案件名

令和 6 年度環生第 3 号三重県総合文化センターサブ変電所 S S - 3 電気部品取替

(2) 内容

三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日（月）までとします。

(4) 履行場所

三重県総合文化センター

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

いこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 特定建設業許可（電気工事）にかかる国土交通大臣または都道府県知事の登録を受けていること。

3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和6年7月3日（水）12時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)、(3)及び(4)の書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (4) 2(2)エの許可又は登録を受けていることを証明する書類の写し

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県環境生活部環境生活総務課予算経理班 担当 真弓
電話 059-224-2367 ファクシミリ 059-224-3069

(2) 契約条項を示す場所

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県環境生活部文化振興課拠点連携班 担当 石垣
電話 059-224-2233 ファクシミリ 059-224-2408

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局会計支援課企画支援班
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和6年7月17日（水）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

- ① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和6年7月9日（火）17時までに本システム上で通知を行います。
- ② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和6年7月9日（火）17時までに通知書を発送します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和6年7月17日（水）14時30分まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和6年7月17日(水)14時30分

なお、入札書は郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考慮して投函してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町13番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県環境生活部環境生活総務課予算経理班

案件名 令和6年度環生第3号三重県総合文化センターサブ変電所SS-3電気部品取替

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和6年7月17日(水)14時35分

場所 三重県津市広明町13番地

三重県環境生活部環境生活総務課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うこと

ができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

- (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。
- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

- (1) Subject Matter of the Contract:
Substation electrical “SS-3” parts replacement at Mie Center for Arts
- (2) Bid Submission Deadline:
(Electronic submission via the internet)
Bids submitted electronically must be received by 2:30 P.M. on Wednesday, July 17, 2024.
(Submission by registered mail)
Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office by 2:30 P.M. on Wednesday, July 17, 2024.
- (3) Date and Time for the Open Bidding:
The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:35 P.M. on Wednesday, July 17, 2024.
- (4) Managing Authority:
Cultural promotion division, Department of Environment and social affairs, Mie Prefecture
13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan
TEL:059-224-2233

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和 6 年 5 月 31 日

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

1	特定役務の名称	学校情報ネットワーク運用支援業務委託
2	担当部局	三重県津市広明町 13 番地 三重県教育委員会事務局教育総務課
3	落札者決定日	令和 6 年 3 月 25 日
4	落札者	三重県津市桜橋 2 丁目 149 番地 西日本電信電話株式会社三重支店 支店長 佐藤 麻希
5	落札金額	入札価格 89,388,000 円 契約金額 98,326,800 円
6	決定手続	一般競争入札
7	入札公告日	令和 6 年 1 月 26 日

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

令和 6 年 5 月 31 日

三重県警察本部長 難 波 正 樹

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入物品及び数量
WAN 端末（調整等一式） 600 式
行政 WAN 端末（調整等一式） 24 式

インターネット端末（調整等一式） 18 式

- (2) 契約の特質等
購入物品の性能に関し、本件調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
- (3) 納入期限
令和7年1月31日（金）
- (4) 履行場所（納入場所）
三重県警察本部警務部情報管理課

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

- (1) 競争入札参加資格
 - ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
 - ウ 競争入札参加資格確認申請書の提出締切日時までに、4(4)の機器等リスト（別紙様式1）及び機能確認書（別紙様式2）を提出し、三重県警察の承認を得ていること。
- (2) 落札資格
 - ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
 - イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 - ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札参加者及び落札候補者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書、(4)に掲げる機器等リスト及び機能確認書を令和6年6月18日（火）12時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)、(3)及び(4)（最終版）の書類を提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請書（第1号様式）
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (4) 機器等リスト（別紙様式1）及び機能確認書（別紙様式2）

提出された機器等リスト及び機能確認書に基づき確認を行い、サプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭されない場合は、入札を無効扱いとします。機器等リストには、今回対応可能な機器（機種数制限なし。）について通番を優先順位とみなして内容を記載してください。サプライチェーン・リスクのおそれがないと確認した優先順位最上位のものを採用するものとします。

※ 機器等確認に2～3週間を要する見込みのため落札決定までに相当の期間がかかります。

5 入札手続等に関する事項

- (1) 担当部局
〒514-8514 三重県津市栄町一丁目100番地

三重県警察本部警務部会計課調達係 担当 平山
電話 059-222-0110 (内線) 2264 ファクシミリ 059-226-9917

- (2) 契約条項を示す場所
(1)に同じです。
- (3) 調達システム担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県出納局会計支援課企画支援班システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
- (4) 調達説明書(仕様書)の配布方法
本公告日から令和6年7月11日(木)まで調達システムにより提供します。
- (5) 入札参加資格確認結果の通知
ア 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合
令和6年7月5日(金)17時までに本システム上で通知を行います。
イ 書面による競争入札参加資格確認申請の場合
令和6年7月5日(金)17時までに通知書を発送します。
- (6) 入札書提出の日時及び場所
ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。
入札参加資格確認結果の通知の日から令和6年7月11日(木)14時まで
イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、津塔世橋郵便局留めで郵送してください。
提出締切日時 令和6年7月11日(木)14時まで
なお、入札書につきましては、郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考えて投函してください。
※ 入札書が、入札書提出の締切日時までに確実に届くかどうかを、投函前に郵便局で確認してください。
送付先
〒514-0004 三重県津市栄町一丁目850番地
宛 先 津塔世橋郵便局留め
受取人 三重県警察本部警務部会計課調達係
案件名 WAN端末等の購入入札書在中
- (7) 開札の日時及び場所
日時 令和6年7月11日(木)14時10分
場所 三重県津市栄町一丁目100番地
三重県警察本部警務部会計課
- (8) 入札方法等に関する事項
ア 入札書の記載
入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。
イ 入札保証金
入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。
なお、入札保証金の納付が必要な場合は、競争入札参加資格の結果を通知する際に別途連絡します。
ウ 契約保証金
契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174

条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、) が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときは、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限り、ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

Mie Prefectural Police WAN System Terminal, etc. 642 units.

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Thursday, July 11, 2024.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office 2:00 P.M. on Thursday, July 11, 2024.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:10 P.M. on Thursday, July 11, 2024.

(4) Managing Authority:

Finance Division, Police Administration Department, Mie Prefectural Police Headquarters

1-100 Sakae-machi, Tsu city, Mie Prefecture, Japan Post code:514-8514

TEL: 059-222-0110 (EXT. 2264) FAX: 059-226-9917

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
